

社会福祉法人 芳賀町社会福祉協議会事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人芳賀町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条の規定に基づく事務局について、その組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局職員の職の設置)

第2条 事務局に次の職員の職を置くことができる。

- (1) 事務局長
 - (2) 事務局次長
 - (3) 係長
 - (4) 主任
 - (5) 主事
- 2 前項職員の職務を補佐するため必要があるときは、非常勤職員、又は臨時職員を置くことができる。
- 3 前2項に掲げる職のほか、必要に応じ次の職の職員を置くことができる。
- (1) 福祉活動専門員
 - (2) 地域福祉活動指導員
 - (3) 介護福祉士
 - (4) ホームヘルパー
 - (5) 介護支援専門員
 - (6) 主任介護支援専門員
 - (7) 学童保育管理指導員
 - (8) 学童保育主任支援員
 - (9) 学童保育障がい児支援担当指導員
 - (10) 学童保育支援員
 - (11) 学童保育指導員

(職員の任用の方法の基準)

第3条 前条職員の任用は、次の各号によるものとし、その方法は適正な人事の確立を図る趣旨に則り別に定める。

- 2 現に職員でない者を職員の職に任用する場合は、採用の方法によるものとする。
- 3 現に職員の職に任用されている者を当該職より上位の職に任命する場合は、昇任の方法によるものとする。
- 4 現に職員の職に任用されている者を当該職より下位の職に任命する場合は、降任の方法によるものとする。
- 5 現に職員の職に任用されている者を昇任又は降任以外の方法により他の職員の職に任命する場合は、転任の方法によるものとする。

(職務)

- 第4条 事務局長は、会長の命を受けて本会の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- 2 事務局次長は、事務局長を補佐すると共に上司の命を受け、事務を掌握し所属職員を指揮監督する。
- 3 係長、主任は、上司を補佐すると共に上司の命を受け、所掌事務を処理する。
- 4 主事は、上司の命を受け分担業務を処理する。
- 5 福祉活動専門員、地域福祉活動指導員、介護福祉士、ホームヘルパー、介護支援専門員、学童保育管理指導員、学童保育指導員、学童保育障がい児支援担当指導員、学童保育主任支援員、学童保育支援員については、持ち場において専門性豊かに、活動目的に沿って業務に専念するものとする。
- 7 臨時職員は、職員の指示を受け、与えられた業務を的確に処理する。

(係の設置)

第5条 事務局の事務を掌るため、次の係を置く。

- (1) 総務係
 - (2) 地域福祉係
 - (3) 学童保育係
 - (4) 訪問介護係
 - (5) 介護支援係
- 2 各係の分掌事務は、別表のとおりとする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則 この規程は、昭和60年4月1日から施行する
平成11年3月25日 一部改正
平成22年12月10日 一部改正
平成24年4月1日 一部改正
平成26年4月1日 一部改正
平成29年4月1日 一部改正
令和2年4月1日 一部改正

別表

総務係

- (1) 理事会、評議員会に関する事
- (2) 会員の募集に関する事
- (3) 定款及び諸規程に関する事
- (4) 公印の管理に関する事
- (5) 人事及び福利厚生に関する事
- (6) 給与及び旅費などに関する事
- (7) 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事
- (8) 予算の編成及び会計経理並びに決算に関する事
- (9) 物品の調達、管理及び処分に関する事
- (10) 梨の実基金に関する事
- (11) 資産の管理及び処分に関する事
- (12) 施設の管理、運営に関する事
- (13) 契約（車輛を含む）に関する事
- (14) 公用車の維持管理に関する事
- (15) 苦情処理、ホームページその他の情報開示、並びに個人情報保護、情報セキュリティ対策の統括に関する事
- (16) 福祉機器リサイクル事業に関する事
- (17) 福祉車輛貸出に関する事
- (18) 学童保育事業の受託事務、及びその他町との受委託契約に関する事
- (19) 職員の研修及び教養に関する事
- (20) 地域包括支援センターへの派遣・連携に関する事
- (21) その他本会の目的達成に必要な事業に関する事、及び他の係に属さない事項

地域福祉係

- (1) 地域福祉普及啓発に関する事
- (2) 各種調査に関する事
- (3) 食事サービス事業に関する事
- (4) 要援護者支援に関する事
- (5) 保健衛生、社会教育を目的とする事業との連携に関する事
- (6) 心配ごと相談所の運営に関する事
- (7) 福祉金庫の貸付に関する事
- (8) 生活福祉資金貸付申請に関する事
- (9) 権利擁護に関する事
- (10) ボランティア活動の推進に関する事
- (11) 共同募金及び歳末助け合い事業に関する事
- (12) 町との連携及び受委託

事業内容に関すること

- (13) 日本赤十字社の事業に関すること
- (14) 祉教育に関すること
- (15) 災害対応事業に関すること
- (16) 芳賀町民生委員児童委員連絡協議会との連携に関すること
- (17) 広報紙発行に関すること
- (18) 社会福祉関係団体との連絡調整及び支援に関すること

学童保育係

- (1) 学童保育事業運営
- (2) 保護者会事務
- (3) 支援員指導員研修
- (4) 関係機関との情報共有と連携

訪問介護係

- (1) 訪問介護・日常生活支援総合事業に関すること
- (2) 居宅介護・重度訪問介護に関すること
- (3) ふれあいサービスに関すること
- (4) 介護研修・実習生受け入れ等に関すること
- (5) 福祉有償運送に関すること
- (6) 国民健康保険団体連合会請求に関すること
- (7) 子育て支援ヘルパー派遣事業に関すること

介護支援係

- (1) 居宅介護支援・居宅介護予防支援事業に関すること
- (2) 計画相談支援・障害児相談支援事業に関すること
- (3) 介護保険相談業務に関すること
- (4) 国民健康保険団体連合会請求に関すること